

広島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十九年十月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	特別養護老人ホームナーシングホーム ゆうゆう	広島市安佐北区安佐町大字後山 2415 番地 5	所在地	広島市安佐北区安佐町大字後山 12415 番地 5
老人ホーム	特別養護老人ホーム第二ナーシングホーム ゆうゆう	広島市安佐北区安佐町大字後山 2415 番地 1	所在地	広島市安佐北区安佐町大字後山 12415 番地 1